

第 4 章

分類項目名及び内容説明

F 保安の職業

国家の防衛、個人の生命・身体・財産の保護、公共の安全・秩序の維持、火災の鎮圧などの仕事をいう。

自衛官・警察官・海上保安官・消防官の身分を有するものは、仕事の内容のいかんにかかわらず本分類項目に分類する。

この大分類に該当する職業は、次のいずれかの中分類に分類する。

- 43 自衛官
- 44 司法警察職員
- 45 その他の保安の職業

43 自衛官

国家の防衛を任務とする自衛隊の隊務に従事するものをいう。

防衛省内部部局などの自衛官および防衛大学校・防衛医科大学校の学生を含む。

この中分類に該当する職業は、次の小分類に分類する。

- 431 自衛官

431 自衛官

国家の防衛を任務とする自衛隊の隊務に従事するものをいう。

防衛省内部部局などの自衛官および防衛大学校・防衛医科大学校の学生を含む。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

- 431-01 自衛官

431-01 自衛官

国家の防衛を任務とする自衛隊の隊務に従事するものをいう。

防衛省内部部局などの自衛官および防衛大学校・防衛医科大学校の学生を含む。

- 陸上自衛官、陸上自衛隊員、海上自衛官、海上自衛隊員、航空自衛官、航空自衛隊員、防衛大学校学生、防衛医科大学校学生

44 司法警察職員

個人の生命・身体・財産の保護、公共安全・秩序の維持など司法警察権を行使する仕事に従事するものをいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 441 警察官
- 442 海上保安官
- 449 その他の司法警察職員

441 警察官

個人の生命・身体・財産の保護、犯罪の予防・鎮圧・捜査、被疑者の逮捕、交通の取り締まり、その他公共安全・秩序の維持などの警察業務に従事するものをいう。

なお、警察からの委託を受けた事業者に雇用され、駐車違反の車両にステッカーを貼り付ける仕事に従事するものは、[459]に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

441-01 警察官

441-01 警察官

個人の生命・身体・財産の保護、犯罪の予防・鎮圧・捜査、被疑者の逮捕、交通の取り締まり、その他公共安全・秩序の維持などの警察業務に従事するものをいう。

なお、警察からの委託を受けた事業者に雇用され、駐車違反の車両にステッカーを貼り付ける仕事に従事するものは、[459-99]に分類する。

- 刑事、空港警察署員、皇宮護衛官、水上警察隊員、鉄道警察隊員
- × 駐車監視員 [459-99]

442 海上保安官

海上における犯罪の予防・鎮圧・捜査、被疑者の逮捕、海難救助、その他海上の安全確保に関する仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

442-01 海上保安官

442-01 海上保安官

海上における犯罪の予防・鎮圧・捜査、被疑者の逮捕、海難救助、その他海上の安全確保に関する仕事に従事するものをいう。

- 巡視船乗組員、巡視艇乗組員

449 その他の司法警察職員

麻薬の取り締まり、その他 441 および 442 に含まれない、司法警察権を行使する仕事に従事するものをいう。

ただし、労働基準監督官 [249]、船員労務官 [249]、鉦務監督官 [249] を除く。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

449-99 その他の司法警察職員**449-99 その他の司法警察職員**

麻薬の取り締まり、その他 441 および 442 に含まれない、司法警察権を行使する仕事に従事するものをいう。

ただし、労働基準監督官 [249-99]、船員労務官 [249-99]、鉦務監督官 [249-99] を除く。

- 漁業監督官、狩猟取締特別司法警察官、麻薬取締官
- × 鉦務監督官 [249-99]、船員労務官 [249-99]、労働基準監督官 [249-99]

45 その他の保安の職業

刑事施設における被収容者の監視、火災の鎮圧、構内秩序を維持するための警備、その他 [43 自衛官] および [44 司法警察職員] に含まれない保安の仕事を行う。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 451 看守
- 452 消防員
- 453 警備員
- 459 他に分類されない保安の職業

451 看守

刑務所・拘置所などの刑事施設において、被収容者の監視、作業の指揮監督、所内の保安の維持、被収容者の処遇などの仕事に従事するものをいう。

ただし、国からの委託を受けた事業者に雇用され、刑事施設の警備、被収容者の監視などの仕事に従事するもの [453] を除く。

なお、刑事施設の管理・運営の仕事に従事するものは、[011] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

451-01 看守

451-01 看守

刑務所・拘置所など刑事施設において、被収容者の監視、作業の指揮監督、所内の保安の維持、被収容者の処遇などの仕事に従事するものをいう。

ただし、国からの委託を受けた事業者に雇用され、刑事施設の警備、被収容者の監視などの仕事に従事するもの [453-01] を除く。

なお、刑事施設の管理・運営の仕事に従事するものは、[011-02] に分類する。

- 刑務官（管理職を除く）
- × 刑務所長 [011-02]、刑事施設警備員 [453-01]

452 消防員

火災の予防・警戒・鎮圧、洪水・火事・地震などによる被害の軽減、人命の救出、傷病者の緊急搬送などの仕事に従事するものをいう。

消防活動に従事する民間の消防員を含む。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

452-01 消防員

452-01 消防員

火災の予防・警戒・鎮圧、洪水・火事・地震などによる被害の軽減、人命の救出、傷病者の緊急搬送などの仕事に従事するものをいう。

消防活動に従事する民間の消防員を含む。

- 救急救命士（消防員）、救急隊員、空港消防員、私設消防員、消防官、消防士、消防隊員、レスキュー隊員

453 警備員

工場・病院・学校・事務所・その他公私の施設において、火災・破損・盗難の予防、突発事故・不法侵入の防止など財産の保護または構内秩序の維持に関する警備の仕事に従事するもの、人の身辺において、身体に対する危害の発生の警戒・防止など人の生命に関する警備の仕事に従事するものをいう。

国からの委託を受けた事業者には雇用され、刑事施設の警備、被収容者の監視などの仕事に従事するものを含む。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 453-01 施設警備員**
- 453-99 他に分類されない警備員**

453-01 施設警備員

工場・病院・学校・事務所・その他公私の施設において、火災・破損・盗難の予防、突発事故・不法侵入の防止など財産の保護または構内秩序の維持のため、施設への人の出入りの監視、施設内の巡視などの警備の仕事に従事するものをいう。

国からの委託を受けた事業者には雇用され、刑事施設の警備、被収容者の監視などの仕事に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)事務用・事業用ビルにおいて、警備だけではなく、設備管理・清掃・苦情受付などを含むビル管理全般に関する仕事に従事するもの [413-01]
- (2)駐車場を管理する仕事に従事するもの [414-01]
- 駅警備員、ガードウーマン、ガードマン、機械警備員、空港警備員、刑事施設警備員、守衛、倉庫警備員、駐車場警備員、ビル警備員、夜警員
- × ビル管理人 [413-01]、駐車場管理人 [414-01]、空港警察署員 [441-01]、警察官 [441-01]、鉄道警察隊員 [441-01]

453-99 他に分類されない警備員

貴重品の運搬の警備、個人の身辺の警備、その他 453-01 に含まれない警備の仕事に従事するものをいう。

ただし、山林監視員 [479-02]、漁場監視員 [489-99] を除く

大分類F 保安の職業

- 機械警備管制員、貴重品運搬警備員、現金輸送員、国会衛視、身辺警護員、法廷警備員、ボディガード
- × 雑踏警備員 [459-03]、山林監視員 [479-02]、漁場監視員 [489-99]

459 他に分類されない保安の職業

道路の管理、道路工事現場における交通の誘導、雑踏の整理、プール・海水浴場における遊泳者の監視、その他 451～453 に含まれない保安の仕事をいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 459-01 道路管理員
- 459-02 道路交通誘導員
- 459-03 雑踏警備員
- 459-04 プール・海水浴場監視員
- 459-99 他に分類されないその他の保安の職業

459-01 道路管理員

高速道路・有料道路・一般道路を巡視し、道路設備の点検、路上障害物の除去、事故・災害発生時における交通整理などの仕事に従事するものをいう。

なお、道路工事現場および道路を使用する各種の工事・作業現場において、歩行者・車両の通行を誘導する仕事に従事するものは、[459-02] に分類する。

- 交通巡視員、道路監理員、道路パトロール隊員
- × 交通誘導員 [459-02]

459-02 道路交通誘導員

道路工事現場および道路を使用する各種の工事・作業現場において、歩行者・車両に通行の合図を送り交通の流れを誘導する仕事に従事するものをいう。

建設工事現場において建設用・運搬用車両を誘導する仕事に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1) 駐車場において車両を誘導する仕事に従事するもの [414-01]

(2) 催事・行事の開催場所およびその周辺において、来場者などの交通の流れを整理・誘導する仕事に従事するもの [459-03]

- 建設現場交通誘導員、交通誘導員、道路工事現場交通誘導員
- × 駐車場誘導員 [414-01]、雑踏警備員 [459-03]

459-03 雑踏警備員

催事・行事の開催場所およびその周辺において、事故を防止するため、来場者などの交通の流れを整理・誘導する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1) 娯楽場において座席などを案内する仕事に従事するもの [406-02]

(2)駐車場において車両を誘導する仕事に従事するもの [414-01]

- イベント警備員、会場整備員、催事警備員
- × 娯楽場等接客係 [406-02]、駐車場誘導員 [414-01]

459-04 プール・海水浴場監視員

プール・海水浴場などにおいて、水中・陸上での事故を防止するため遊泳者の監視、事故発生時の救助・救命処置などを行う仕事に従事するものをいう。

- 海水浴場監視員、水泳場監視員、プール監視員、ライフガード

459-99 他に分類されないその他の保安の職業

不法入国・滞在者の摘発、列車の見張、その他 459-01～459-04 に含まれない保安の仕事を行う。

- 自然保護官（レンジャー）、児童交通擁護員、駐車監視員、入国警備官、列車見張員（保線工事）